

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

嘉麻市

2 構造改革特別区域の名称

嘉麻市フルーツリキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

嘉麻市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・気候

嘉麻市（以下「本市」という。）は、福岡県のほぼ中央に位置し、北は飯塚市に、東は田川市、川崎町、添田町に、西は桂川町に、南は朝倉市、東峰村にそれぞれ接している。

市の南部は古処・屏・馬見連峰、南東部は戸谷ヶ岳、熊ヶ畑山などの山林で、そこを源とする遠賀川をはじめ、河川が南から北に流れ、市の北部及び北西部に流域平野を形成している。

また、本市は県央に位置しているため、広域的なアクセス性を高めることにより、企業誘致や観光交流等の可能性を高めることができる。

気候は、夏冬、昼夜の気温差が大きい内陸性気候の特徴を示している。

(2) 地勢

本市は、九州では珍しく鮭が遡上する遠賀川の源流に位置しているほか、馬見山（978m）・屏山（927m）・古処山（860m）一帯が県立自然公園に指定されているなど、豊かな自然に恵まれている。

古処山の登山コースの頂上付近には、広さ約3ヘクタールにおよぶツゲの原生林があり、国の特別天然記念物となっている。

大法白馬山は、大法山・白馬山一帯を指し、県指定天然記念物である

「バクチノキ」や照葉樹の自然林に覆われ、自然歩道も整備され、麓には梅林公園が整備されている。

また、市の花「ツツジ」や、市の木「さくら」などが公園や学校の市内各所に見られ、多くの市民に愛され、親しまれている。

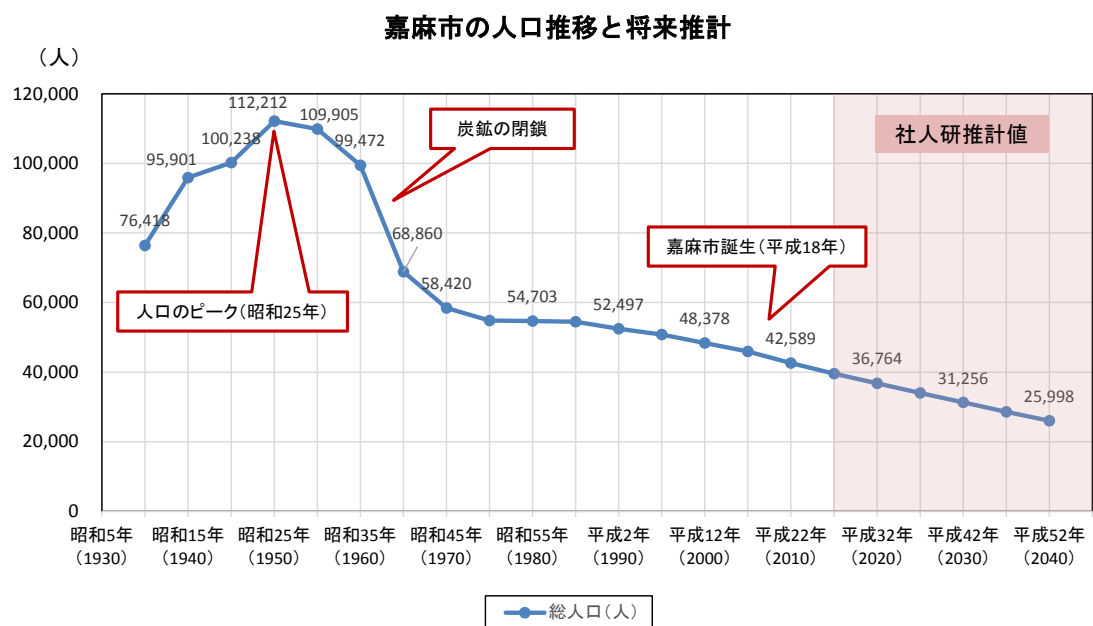
市域面積は 135. 11k m²で、その約 53%が山林と耕作地になっており、多様な生態系を保護する山林や、河川流域に広がる生産緑地などの水と緑が豊富な地域である。

(3) 人口

本市の人口は、1950（昭和 25）年の 112, 212 人をピークに急激に減少した。1970（昭和 45）年以降は、人口減少のペースは緩やかになったものの、依然として人口減少は続き、2015（平成 27）年国勢調査では 38, 743 人となっている。

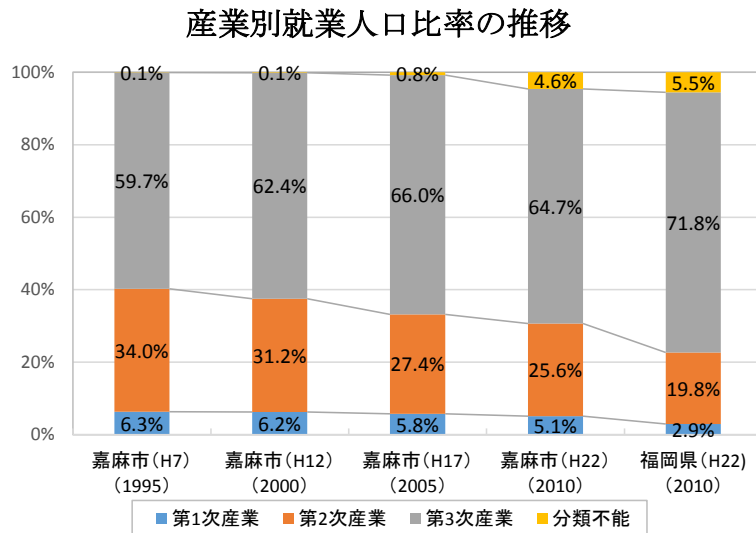
2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年までの人口増加・減少率では 9. 0%の減少で、県内で 3 番目の減少率となっている。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が 2013（平成 25）年 3 月に公表した「日本の地域別将来推計人口」によると、2040（平成 52）年には 25, 998 人にまで減少すると推計されている。



(4) 産業と課題

本市の産業別就業人口比率を見ると、1995（平成7）年から2010（平成22）年にかけて、第1次産業、第2次産業の比率は減少し、第3次産業が増加しているが、福岡県平均に比べると、第1次産業及び第2次産業の就業人口率が高く、第3次産業の比率は低くなっている。



農業については、近年、農家数、農業就業人口、産出額ともに減少傾向にあり、就業者の高齢化も進み、厳しい環境におかれている。

J Aをはじめとする関係機関と連携を密にし、安定した集落農業経営を目指すとともに、担い手農家の育成と経営規模の拡大及び農産物のブランド化や体験できる農業の推進などが必要である。

また、筑豊地域の食料供給地であるとともに、福岡都市圏、北九州都市圏に近い立地特性を活かし、都市と農村との交流を促進することが求められる。

商業については、郊外型店舗の進出により小売業は厳しい環境におかれ、商店の後継者不足や空き店舗問題が深刻な状況である。

これに対し、かまし活力商品券の発行により消費を喚起し、市外への消費流出を抑制し、商店街等の活性化を図っているほか、創業塾などを実施し、創業を目指す人の支援を行ってきた。

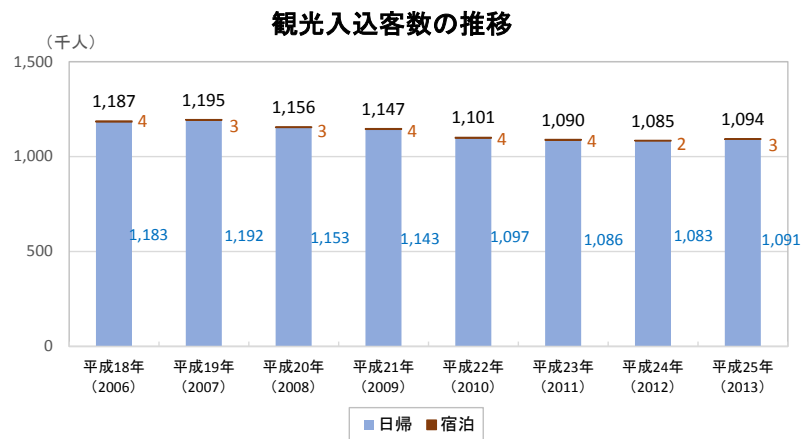
今後は、各地区に立地する中心商店街を活性化するため、個々の店舗の

自助努力を促すとともに、空き店舗対策、協同店舗化、駐車場の整備など商業環境の整備を図り、市民にとって利便性が高く、魅力ある商店街づくりに努める必要がある。

観光については、日本山岳遺産に認定された嘉穂アルプスや遠賀川の源流などの自然系観光資源、豊臣秀吉の九州征伐の際に与えられた国の重要文化財に指定されている「華文刺縫陣羽織」や黒田節の主人公である母里太兵衛友信公の墓などの歴史的遺産があり、県指定無形民俗文化財に指定されている「山野の楽」や廃線を活用しトロッコ列車を走らせる「トロッコフェスタ」などのまつり・イベントも実施されている。

また、福岡県のほぼ中央に位置し、北九州市及び福岡市から約1時間の圏域にあることから、観光産業への期待は高いものがある。

観光入込客数は、2007（平成19）年の1,195千人をピークに減少している。また、観光客は日帰りが多くなっている。



近年の旅行スタイルは団体型から個人型に移行し、観光ニーズが多様化している。単なる観光スポットの見学から、目的を持った旅行形態に移行し、訪れた土地の文化や歴史、食、伝統芸能、自然景観を肌で感じ、地元住民との触れ合いを楽しむ本物志向が強まっている。

こうした観光需要の動向をふまえ、豊かな農山村資源や自然資源、産業資源を有効に活用したアグリツーリズムやグリーンツーリズム、エコツーリズム、産業観光といった、知的好奇心や学習意欲を満足させるような

体験型観光を充実させるなど、地域資源を有効に活用し、観光ニーズをとらえた観光商品づくりを進めていく必要がある。

本市の観光振興のめざす成果は、観光（交流）拡大による地域産業の活性化である。特に、農林産物との連携による観光産業の活性化は市の総合計画にも掲げるまちづくりの主要なテーマであると言える。

本市への来訪者の消費意欲を喚起させていく魅力ある観光商品（食・特産品・サービス）の開発に向け、行政・企業・市民のみんなで連携を図りながら取り組んでいく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

福岡県のほぼ中央に位置する本市は、遠賀川の源流点を有する県内でも屈指の自然豊かな地域である。この豊かな自然と恵まれた環境で育まれる農生産物や地酒が本市の強みと言える。2015（平成 27）年の年間入込客数は 110 万人であり、道の駅などの農産物直売施設に 65 万人、九州では珍しい約 7,000 本のりんごの木が育てられている観光農園“九州りんご村”でのフルーツ狩りや地元酒蔵見学に 5 万人、登山（キャンプ含む）に約 1 万人となっており、入込客の約 7 割を占めている。

一方、入込客が多く訪れる観光エリア（嘉穂地区）には、飲食店が非常に少なく、また、本市の“強み”である新鮮な農生産物を提供できる飲食施設がないため、来訪者の食の消費を取り込めていない。また、このエリアには、公認記録のとれる陸上競技場（体育館併設）があり、ここで開催されるマラソン大会や高校駅伝の県大会などのイベントに年間 1 万人ほどが来訪するが、市内には宿泊施設が 2 施設（うち 1 施設は現在休業中）しかなく、宿泊客を逃している状況となっている。このように、本市の観光振興上の課題は、“食と宿泊”と言える。

また、農業においても農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業及び農村地域の活力の低下も懸念されている。

そこで、本市の強みである自然、歴史、文化、食材を活かし、“九州りんご村”のある嘉穂地区における足白地区の廃校施設をリノベーションし、農家レ

ストラン、宿泊所などの“食と宿泊”機能を備えた観光拠点施設を整備する予定としており、農業体験・トレッキングなどを通じて本市の農村景観や歴史文化を体感し、地域の食材を使った料理にも触れてもらうためのプログラムを開発中である。

観光拠点施設の誘客の起爆剤の1つとしてボルダリング施設を併設し、体感型観光の強化を図る予定であるが、もう1つの起爆剤として、特区を活用し、特区内で生産されるフルーツ（りんご・梨・キウイ・柿・レモン・葡萄・イチジク・みかん・ブルーベリー）を原料としたフルーツリキュールを製造し観光拠点施設で提供・販売することをきっかけとして、観光客及び宿泊客の誘客が期待できる。観光客が増加すれば、観光関連産業の振興のみならず、強みである農産物を効果的にPRでき、道の駅などでの農産物売り上げ向上が期待される。農産物の売り上げ向上は、新規就農への動機付けとなり、農業振興の課題である新規就農者確保に寄与し、農業の振興も図られ、地域の活性化につながる。

6 構造改革特別区域計画の目標

本市は、2016（平成28）年度に第2次総合計画を策定し、将来像である「いききたい 住みたい つながりたい 遠賀川源流のまち 嘉麻」の実現に向けて、これに基づく施策を展開してきている。また、2015（平成27）年度に策定した嘉麻市総合戦略の中でも「観光の活性化等を通じた交流人口の増加」や「豊かな農林畜産物の活用による6次産業化、ブランド化の推進」は重要施策として位置付けられており、交流人口の増加は、地域の新たな産業振興や雇用創出につながり、地域活性化や個性あるまちづくりにも寄与するものとしている。

日本全体は人口減少・少子高齢化時代へ突入する中、全国平均を上回るスピードで人口減少が進む本市にとって、人口減少に歯止めをかけるためにも、交流人口の増加による地域の活性化が期待されている。

そのため、既存の観光資源の魅力の向上を図るとともに、新しい観光資源として廃校施設を活用した観光拠点施設を整備する予定である。

また、この特区を活用した特区内農産物を原料としたフルーツリキュールを

製造し、提供・販売を行うことにより、観光拠点施設においてはフルーツリキュールの提供に併せ、地元で取れる旬の農産物等を生かした料理の提供を行い、農産物直売所等では、フルーツリキュールを目当てに訪れた観光客と農家との新たな交流が生まれることによって、これまで規格があわず市場への出荷が難しかった地元農産物等の販路の確保と、地場産品と合わせた産業振興を図っていく。

さらに、特区を活用したフルーツリキュールの製造・提供・販売を行うことにより、本市の豊かな自然的観光資源に新たな付加価値を加え、大半が日帰りであった観光客が宿泊を目的として来るようになるなど、今まで取り込むことが難しいと思われていた新たな客層を誘客することが可能となることから、観光客数の増加による都市農村交流事業の活性化とこれに伴う交流人口の増加等が図れ、地域経済及び市域全体の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、本市で生産したフルーツを原料としたリキュールが製造できるようになり、新たな特産品の開発を促し、地域ブランドのさらなる充実が期待できる。

また、観光拠点施設内のレストランで提供する健康食材を使ったメニューとのコラボレーションなどを積極的に展開することにより、訪れた観光客がインスタグラムやツイッターといったSNSを通じて口コミで拡散し、情報誌等からの情報発信も併せて行うことでフルーツリキュールは注目度・認知度が高まる。

地域に酒造という風土が徐々に形成されることで、疲弊した地域住民のやる気やプライドが復活しチャレンジ精神を醸成することにつながる。

この取り組みやマインドが市内全域に展開し浸透されるよう、地域おこし協力隊を活用したスキーム等により起業家を全国各地から呼び込み、併せて、地域でリキュールを使ったプロジェクトを立案し事業展開を促す。

そして、起業家が起業家を呼ぶサイクルを作り出し、地域の雇用の場を確保

し、地域の人口流出を抑制するとともに、全国各地から移住者を呼び込む体制づくりにつながることで地域経済の活性化に結び付く。

【目標値】

項目	実績値 平成 29 年度 (2017)	目標値 平成 31 年度 (2019)	目標値 平成 34 年度 (2022)
リキュール製造免許 取得数	—	1 件	3 件
リキュール製造量	—	1 kℓ	5 kℓ
観光入込客数	110 万人	140 万人	163 万人

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（りんご・梨・キウイ・柿・レモン・葡萄・イチジク・みかん・ブルーベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

嘉麻市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物として指定された農産物（りんご・梨・キウイ・柿・レモン・葡萄・イチジク・みかん・ブルーベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特

産物として指定した農産物（りんご・梨・キウイ・柿・レモン・葡萄・イチジク・みかん・ブルーベリー又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、観光拠点施設での観光客及び宿泊客の誘客や地元農産物の消費拡大、高付加価値化につながるとともに、農業者の経営の多角化、新たな特産物・地域ブランドの創出が図られ、農業生産の拡大等や地域農業の振興が図られ、観光を通じた交流人口の増加や地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。このため、本市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。